

第4章 計画の内容

【基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり】

基本施策1 学校等における男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画社会について正しい知識を持ち理解すること、人権・性について尊重すること、自立の意識を持つことが大切です。

学校や保育所などは、家庭や地域とともに、子どもの価値観や社会的規範など人格形成に大きな役割を果たしています。次代を担う子どもに対し、教育全体を通じ、男女平等意識の高揚や男女相互の協力、理解についての充実を図ることが重要です。

○具体的な取組

①男女平等観に立った運営・行事の促進【学校教育課・子育て支援課】

固定的な性別役割分担意識を取り除き、男女平等意識を学校教育、保育において形成するため、男女平等観に立った活動・行事等の運営を行います。

【取組例】

- ・各種行事や活動等における男女混合によるグループ編成
- ・その他運営や活動における配慮

②人権・性教育の充実【指導室】

自分の身体、生命を大事にし、男女が互いの人格を尊重し合う意識を育むため、発達段階に応じた性教育や保健指導、人権教育を促進します。

【取組例】

- ・保健体育や道徳の授業等における性教育や人権教育の指導の実施
- ・性の講話会の実施
- ・児童生徒へのアンケートや調査を通じた実態の把握・人権教室の実施

③家庭的責任の理解、職業観教育の充実【学校教育課】

異年齢児との交流、育児における家庭的責任の理解、職業観教育の充実を目的に、児童生徒の体験学習を促進します。

【取組例】

- ・市内の幼稚園や保育所との交流
- ・全校の縦割り班活動による異学年との交流
- ・職場訪問、職業体験、職場調べの実施

④教職員研修の充実【学校教育課】

男女平等の視点に立った指導の充実が図られるよう教職員等の研修機会の充実を推進します。

基本施策 2 生涯を通じた意識の啓発・人材の育成

男女共同参画社会の形成には、生涯を通じた意識の醸成が必要であり、様々な機会を通じた意識啓発や学習機会の充実に継続して取り組むことが重要です。市民意識調査によると「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「同感しない」と回答した人の割合は過去の調査と比較して上昇しているものの依然として低い状況であり、こうした固定的な性別役割分担意識の解消に向け、効果的に啓発を行っていくことが重要です。

○具体的な取組

①男女共同参画に関する意識啓発・情報の収集と提供【生涯学習課・健康推進課】

家事・育児・介護などの家庭的責任を男女がともに担い合うという意識の醸成とともに、男女がともに社会活動に参加するという意識の浸透を図ります。

【取組例】

- ・男女共同参画週間（6月23日～29日までの1週間）や国際女性デー（3月8日）などの機会を通じた啓発事業の実施
- ・北海道立女性プラザ主催「女性プラザ祭」への参加
- ・男女共同参画社会づくり推進事業（講座・講演会）の実施
- ・男性栄養教室の実施

②女性リーダー・人材の育成【生涯学習課・総務課】

広い視野と創造性豊かな人材の育成、社会意識の向上を図ります。

【取組例】

- ・胆振女性リーダー養成研修
- ・自治会女性役員・会員視察研修会

【基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり】

基本施策1 働く場における男女共同の環境づくり

就業は、生計を維持し、経済的な基盤を形成するためであることはもちろん、人々の自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が性別にかかわらず結婚、出産、介護などのライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるように環境を整備していく必要があります。また、男性の長時間労働が問題となっており、育児・家事・介護等への主体的な参加や女性の就業の場への参加が難しい状況を作り出す要因となっています。男女共同の環境づくりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）の実現に向け、労働関係法令の周知や啓発、企業の支援など継続した取組が必要です。

○具体的な取組

①仕事と子育ての両立のための基盤整備及びサービスの充実【生涯学習課・子育て支援課】

保護者の就業形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育サービスなどの充実を図ります。

【取組例】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施
- ・休日保育・延長保育・病児保育・乳幼児保育・障がい児保育・一時預かり保育等の実施
- ・児童館事業の実施

②子育てに関する一貫した支援・相談体制の充実【子育て支援課・健康推進課】

妊娠期から育児期まで、一貫したきめ細やかな助言・指導が図られるよう関係機関との連携により、子育て家庭の支援を行います。

【取組例】

- ・母子手帳交付、健康・栄養相談の実施
- ・産後ケア事業の実施
- ・健診（乳児・1歳6か月・3歳児）事業の実施
- ・相談（1歳児・2歳児・5歳児）事業の実施
- ・子育て支援センター事業の推進
- ・家庭児童相談事業の実施

③男性の育児参画に係る意識啓発【子育て支援課・健康推進課・職員法制課】

育児を男女がともに担い合うという意識の醸成を図ります。

【取組例】

- ・家族でマタニティ教室の実施
- ・親子交流事業（えがお遊園地・えがお運動会）の実施
- ・市職員への育児休暇をはじめとする各種休暇の取得推奨

④育児負担を軽減するための情報提供【子育て支援課・健康推進課】

育児負担を軽減するため、各種サービスや地域に密着した情報などについて、さまざまな機会を通じ、きめ細かな情報の提供を行います。

【取組例】

- ・子どもショートステイ事業の実施

⑤労働関係法令などの周知【商工観光課】

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」をはじめ、仕事と家庭の両立支援制度などの趣旨の理解・浸透を図るため、情報提供を行います。

【取組例】

- ・「労働ガイドブック」などを活用した労働に関する知識の普及

⑥調査研究【商工観光課】

企業における労働実態を把握し、雇用環境の改善に向け活用するとともに、調査を通じて、男女共同参画に関する意識の啓発を推進します。

【取組例】

- ・労働実態調査（隔年）の実施

⑦起業に向けた情報の提供及び支援【商工観光課】

関係機関との連携を図りながら、起業に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、起業の支援を行います。

【取組例】

- ・地域貢献型チャレンジショップ支援事業補助金

基本施策2 すべての人が参画できる地域社会づくり

地域は家庭とともに人々にとって身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化などから地域での人々の結びつきやつながりが希薄化してきています。こうした中で豊かさを感じられるまちづくりを進めていくためには、男女を問わず、様々な人が主体的にかかわっていただき力を発揮できる環境づくりが重要です。

まちづくりを進めていくうえで必要な市民参画では、審議会等では男性の割合が高い状況にあります。女性としての視点、経験や知識がまちづくりには欠かせないものであることから、審議会等へ女性が参画しやすい環境整備を図る必要があります。

また、有珠山がある本市にとっては、防災・災害復興の取組は重要なものとなっています。女性と男性では災害から受ける影響やニーズが違うなど男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを引き続き進めていく必要があります。

○具体的な取組

①女性団体の活動支援【生涯学習課】

市内で活動する女性団体についての情報を収集するとともに、団体間の交流や学習についての支援を行います。

②市民活動に関する情報提供【企画財政課】

男性も女性も趣味・し好に合った市民活動に参加できるよう市内で活動する各種サークル、ボランティアなどの情報について広く周知し、市民活動・社会参加を促進します。

③審議会等委員登用における配慮及び登用状況の公表【関係各課】

審議会委員への女性参画を拡大するため、委員選考の際には男女の比率等に配慮し、多様な人材によるまちづくりを目指します。なお、第7次伊達市総合計画では、公募している審議会への女性登用率の目標を40%としています。

④防災・災害復興における男女共同参画の促進【危機管理室】

災害から受ける影響やニーズの男女の違い等に配慮し、多様な視点を取り入れた防災体制を推進します。

【基本目標3 安心して暮らせる社会の実現】

基本施策1 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提と言えます。

男女がともに健康で心豊かな生活を営むためには、生涯にわたり男女が自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりが必要です。特に、女性は妊娠、出産を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。ライフステージを通じて、必要な知識や情報を提供し、健康維持のための適切な指導や医療サービスを受けられる環境の整備が求められています。

○具体的な取組

①健康教育・相談指導の充実【健康推進課】

ライフサイクルを通じて、主体的に健康を維持管理・増進していけるように健康教育や相談指導の充実を図ります。

【取組例】

- ・「伊達市健康づくりサポーター」事業の実施
- ・地区栄養教室
- ・食生活改善推進員養成講座（隔年）

②女性に対する検診の推進【健康推進課】

子宮がん、乳がんの早期発見・早期治療のため、検診を実施するとともに、対象者への個別勧奨により、受診率の向上を図ります。

【取組例】

- ・がん（子宮がん・乳がん）検診の実施

③介護予防事業の推進【高齢福祉課】

介護保険の要介護認定において自立と判定された高齢者や特定及び一般高齢者を対象に、自立した生活を維持できるよう介護予防推進事業の充実を図ります。

【取組例】

- ・一般介護予防事業・介護予防教室の実施
- ・生活管理指導短期宿泊事業の実施
- ・介護予防グループ活動支援事業の実施

④介護の社会化についての意識啓発・学習機会の提供【高齢福祉課】

住み慣れた地域や家庭などで、安心して自立した生活が送れるよう介護保険制度や障がい福祉サービスの趣旨、地域の協力・理解についての浸透を図ります。

また、高齢者や障がい者の介護という家庭的責任を男女がともに担い合うという意識の醸成や技術の習得に向けた学習機会の提供を行います。

【取組例】

- ・ 家族介護教室
- ・ 認知症介護者の集い「つくしんぼう」
- ・ 関係機関と連携した各サービスの情報提供及び普及啓発

基本施策2 あらゆる暴力の根絶

DVやセクハラ、パワハラをはじめとする様々なハラスメントなどの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があります。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

○具体的な取組

①DV防止のための意識啓発【子育て支援課】

DVは重大な人権侵害であることについての認識の浸透を図るため、関係法律の周知や啓発を行います。

②被害者の保護・援助活動の充実【子育て支援課・健康推進課】

被害者からの相談に対し、適切かつ迅速に対応するため、警察や地域との連携を密にするとともに、相談員の研修の充実に努め、資質の向上を図ります。

【取組例】

- ・ 電話相談、乳幼児健診などを通じた相談体制や連携体制の強化
- ・ 窓口でのDV相談などに関するカードや小冊子の配付